

平成28年度 医療に関する税制要望(項目)

平成27年8月
日本医師会

※重点項目は青で表示
(項目の一部のみ重点とする場合は、青で表示した部分が重点となる)

○福島原発事故対策

- ・ 原子力損害賠償金は、国税・地方税の課税上、収入・所得とみなさないよう、立法措置も含めた特別の取扱いを行うこと。

○医業経営

- 重点** 消費税対策(1)
社会保険診療等に対する消費税について、消費税率10%引上げ時に環境を整備し、速やかに、現行制度から軽減税率等による課税取引に転換すること等により、医療機関等の消費税負担をめぐる問題の抜本的解決を図ること。
- 重点** 消費税対策(2)
青色申告書を提出する法人または個人が、医療の質の向上または生産性の向上に資する一定の固定資産を取得し医療事業の用に供した場合には、取得価額の50%の特別償却または4%の税額控除を認める措置を創設すること。
- 重点** 消費税対策(3)
予防接種や法令に基づく健診などの自由診療について患者の負担を増やさないよう軽減措置を検討すること。
- 重点** 消費税対策(4)
簡易課税制度の見直しは慎重に行うこと。

重点 ・ 社会保険診療報酬に対する事業税非課税存続。

重点 ・ 医療法人の事業税について特別法人としての軽減税率課税存続。

- ・ 骨太の方針「経済財政運営と改革の基本方針2014」において示された「法人税改革」について、法人税実効税率引き下げの財源確保のため、地域医療の重要な担い手である医療法人・公益法人等の税負担を増やさないこと。

○医療法改正に伴う経過措置

**重点
(一部)**

- ・ 医業承継時の相続税・贈与税制度の改善。
 - ・ 持分の定めのある医療法人に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度の創設。
 - ・ 認定医療法人について相続税法第66条第4項の適用を受けないよう必要な措置を講ずること。
 - ・ 出資の評価方法の改善。
 - ・ その他の措置。
- ・ 持分のある医療法人が持分のない医療法人に円滑に移行できるように、医療法人のための移行税制を創設し、以下の措置を講ずること。
 - ① 移行時において、出資者にみなし配当課税を課さないこと。
 - ② 医療法人に相続税法第66条第4項の規定の適用による贈与税を課さないこと。

○勤務環境

- 重点** ・ 少子化対策として、ベビーシッター経費を特定支出に含めるなど特定支出控除の適用範囲を拡大するとともに、勤務必要経費の上限額を拡大すること。
- 重点** ・ 市町村を含む地方自治体を実施する医学生支援等地域医療確保のための医学生修学金等の返還免除益が、給与所得として課税されないよう立法措置を含め必要な措置を講ずること。

○患者健康予防

- 重点(一部)** ・ がん検診・予防接種の自己負担分及び現行の医療費控除において対象となっていない介護サービスについて、医療費控除の対象とすること。
- 重点** ・ たばこ税の税率引き上げ。

○社会医療法人

- 重点** ・ 社会医療法人認定取消時の税制措置。

○医療施設・設備

重点

- ・ 環境関連投資促進税制(環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度)の適用期限を延長するとともに、適用対象を拡充すること。
- ・ 病院等の医療用機器に係る特別償却制度について、中小企業投資促進税制と同等の措置が受けられるよう、特別控除制度の導入、特別償却率の引き上げ、適用対象となる取得価額の引き下げの措置を講ずること。

重点

- ・ 病院・診療所用の建物の耐用年数を短縮。
- ・ 医療機関が取得した耐震構造建物、防災構造施設・設備等に係る税制上の特例措置創設。

○その他

重点

- ・ 社会保険診療報酬の所得計算の特例措置(いわゆる四段階制)存続。
- ・ 公益法人制度改革に関わる所要の税制措置。

(1) 医師会について

- ・ 医師会への寄附者に対する税制措置。
- ・ 医師会が行う開放型病院等の固定資産税等非課税措置の恒久化、その他の措置。

重点 (一部)

- (2) 一定の医療保健業を行う非営利型法人等に係る固定資産税等軽減措置及び公益目的事業として行う医療保健業に係る固定資産税等軽減措置。